

1. 件 名 : 「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」における軽易な変更の取り扱いについて
2. 日 時 : 令和4年4月19日 11:00~11:15
3. 場 所 : 原子力規制庁3階 室内会議卓
4. 出席者 (テレビ会議システムによる出席)
原子力規制庁 緊急事案対策室
川崎企画調整官、平野室長補佐、和田専門職
日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部安全管理部危機管理課 主査
株式会社グローバル・ニュークリアフュエル・ジャパン
環境安全部 担当課長他2名
三菱原子燃料株式会社
安全・品質保証部 安全管理課 課長他1名
日本核燃料開発株式会社
管理部 部長代理
MHI 原子力研究開発株式会社
技師長他1名
京都大学
複合原子力科学研究所 准教授
近畿大学原子力研究所
講師他1名
リサイクル燃料貯蔵株式会社
防災安全部 防災安全グループマネージャー他1名
5. 要 旨
原子力規制庁から、原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について (平成29年9月) (以下「確認に係る視点等」という。) における軽易な変更の取り扱いについて以下伝えた。
 - ・ 原子力事業者防災業務計画にあらかじめ変更前後が規定されたERSSパラメータの運用開始やその他施設の運用開始については、確認に係る視点等における3. に基づく連絡文書の提出を行い、原子力事業者防災業務計画と運用を一致させることが望ましい。
 - ・ 連絡文書については、運用開始後に速やかに提出することが望ましい。原子力事業者から上記について特に意見等はなかった。

6. その他
なし